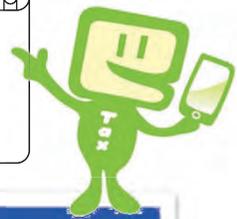
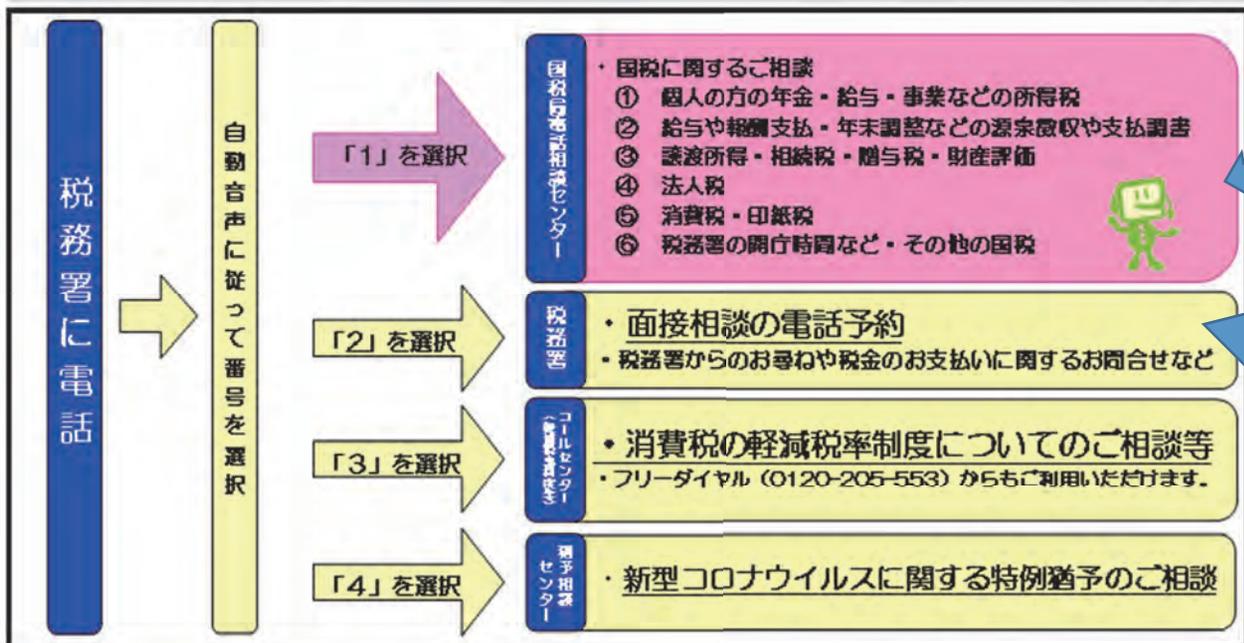


川崎南税務署からのお知らせ



電話による国税の一般的なご相談は 電話相談センターへ！



税務署でのご相談は 事前予約をお願いします

予約のないご相談には対応できない場合があります

国税に関する一般的なご相談は電話にてお受けしていますが、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が難しい場合には、所轄の税務署で相談をお受けしております。

まずは、電話で相談日時をご予約ください。
(音声案内に従って「2」を選択)



【問合せ先】〒210-8531 川崎市川崎区榎町3-18 Tel.044 (222) 7531 (代表)

※お電話は自動音声でご案内します。相談内容に応じて番号を選択してください。



タックスアンサー

検索

携帯電話等で右のコードを読み取るとアクセスできます





税務署で『IDとパスワード』を取得して

より便利になりました!

作成コーナー

www.keisan.nta.go.jp



いつでもどこでもスマホで申告

1 ねえ、イータ君、税務署に行かなくてもスマホやパソコンで確定申告ができるらしいね～

そうだよ！去年もたくさんの方が利用してくれたよ！

2 事前に税務署で『IDとパスワード』を受け取ればスマホや自宅のパソコンで申告できるよ♪

うーん、『IDとパスワード』を発行してもらいたいけど、税務署遠いんだよね～

3 会社の近くの税務署でも『IDとパスワード』を発行してもらえるよ！

え！？そうなの！早速、昼休みに行ってみたいよ！

4 やったー！スマホから簡単に申告できた～！もう税務署で並ばなくていいんだね～！

便利になったね～

確定申告の時期

※『IDとパスワード』は、確定申告期に限らず、どこの税務署でも発行可能！

1 ID・パスワード方式の申請 (まだ申請していない場合)

- お近くの税務署で『IDとパスワード』を即日発行
- 運転免許証等の本人確認書類をご持参ください。

2 「確定申告書等作成コーナー」にアクセス

- スマホ、パソコン、タブレット端末のいずれも利用可能！
- 確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能！

3 e-Tax で電子申告 (提出)

- 税務署に行く手間がかかりません！
- 送信したデータの控えはPDF形式で保存可能！

医療費控除は

領収書では医療費控除は受けられません！

“医療費控除の明細書”の添付が必要です

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅に5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者等から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 医療費通知を添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分にマスキング処理(番号等が復元できない程度に黒マジックなどで塗り潰すこと)をお願いします。

年分 医療費控除の明細書 [内訳書]

※この債務を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

1 医療費通知に記載された事項	氏名	住所	生年月日	性別	職業	収入	控除額
1 医療費 (上記1以外)の明細	田税 太郎	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	9,400円
2 医療費 (上記1以外)の明細	同上	▲▲	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	700円
3 田税 花子	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	4,400円